



十島ビュースポットからの風景

除雪支援保険事業

克雪対策事業補助金

空き家の管理について のご紹介

- 町外から帰省された皆さんにもご覧いただけるよう、当時期の発行といたしました。
- 別冊版という形で発行しておりますので、掲載されている支援制度などのご活用を検討される方は、申請等の時期までぜひお持ちください。
- ご不明な点などについては、担当課までご連絡をお願いいたします。

除雪作業の
不安を解消!

除雪支援保険事業

どんな事業?

高齢者など除雪が困難な世帯を支援するため、屋根が雪につかえない程度の軒下除雪作業（3回程度）を事業者が行います。

★依頼者と事業者の調整により、玄関周りなど軒下以外の部分の作業を行っていただいても問題ありません。（別途料金、サービス問わず）



※イラストはイメージです。

条件

- 町内に個人が所有（使用）する住宅
 - ➔ 店舗、作業所、車庫、法人が所有（使用）する物件は×
 - ➔ 空き家も対象となりますが、下記「高齢者等住宅屋根除雪費助成」の対象とはなりません。

料金関係

● 料金

66,000円（3地区統一） ※金額は消費税10%時
※高齢者向けの「高齢者等住宅屋根除雪費助成」があります。

対象

- 65歳以上の方のみの世帯
- 障がい者の方を含む世帯等（基準以上の手帳を所持する必要あり）

助成

料金の66,000円から4段階の所得に応じた助成が受けられます。

● ※助成の範囲は22,000～55,000円（所得によって助成が受けられない場合があります）

● 料金の支払い

上記の助成に該当する世帯は、自己負担分のみを申込時に事業者にお支払いしていただきます。

申請方法

● 11～12月が申請時期となりますので、お忘れなく!

- ① 事業者連絡先（11～12月のおしらせばんに掲載）に直接電話連絡をする
- ② 申込書等を記入し、代金を事業者に支払う
- ③ 事業者とともに現地確認をする（降雪前に）
- ④ 降雪後、事業者と連絡を取り合い、除雪作業をしてもらう

詳細な部分については、担当課まで
お問い合わせください

問合せ先

保健福祉課福祉係

☎ 0241-84-7010

雪に負けない
くらしづくりを!

克雪対策事業補助金

どんな補助?

屋根の改良や融雪設備の設置など、住居（車庫、倉庫含む）への雪対策の工事に対して補助を行います。

条件

- これから工事をする予定のものに限ります（既に工事が完了しているものや工事中のものは×）。
- 契約相手先は町内の業者としていただきます。



※イラストはイメージです。

申請方法

農林建設課建設係に関係書類を準備しておりますので、事前にご連絡いただき（☎ 0241-82-5270）、ご相談をお願いします。

申請期間は、例年5月です。※その年の申請状況によって変動します。

補助内容

事業	内容	補助額
①屋根改良事業	<ul style="list-style-type: none">• 屋根の葺き替えをする工事• 克雪のために屋根を改良する工事• 屋根に融雪設備を設置する工事	工事費の2分の1以内 上限30万円（50万円） ※新築住宅は、電気等を利用する融雪設備のみ該当
②住宅周囲融雪設備設置事業	住宅の周囲に融雪設備を設置する工事 ※国、県、町道に接続する私道を含む	工事費の2分の1以内 上限30万円（50万円）
③危険屋根雪止め設置事業	車庫や倉庫などの屋根に雪止めを設置する工事 ※住宅の屋根は①で対応	工事費の2分の1以内 上限10万円
④危険屋根改良(片屋根)事業	(1) 車庫や倉庫が除雪する道路に面している (2) 屋根からの雪が道路等に落ち、通行などに支障が出る (1)、(2)を解消するために屋根改良をする工事	工事費の2分の1以内 上限30万円（50万円）
⑤冬期孤立住宅解消事業	除雪路線から玄関までの距離が20m以上離れており、玄関～除雪路線道路の融雪設備を設置する工事	工事費の2分の1以内 上限100万円（120万円）

※補助額（ ）内の上限金額は要援護世帯〔高齢者世帯、障がい者世帯、父子又は母子世帯〕

※令和元年度の募集は終了しました。
次の募集は来年度の5月を予定しています。

問合せ先

農林建設課建設係

☎ 0241-82-5270

空き家の管理について

★空き家の管理責任は所有者にあります。

空き家を放置したままだと、、、

事故が起きた際などに損害賠償を求められたり、固定資産税の優遇措置が受けられなかったりすることもあります。きちんとした管理が必要です。

★では、もし親族の家や自分が所有している物件が空き家となってしまうたら？

全国で増加している空き家ですが、現在、空き家を抱えている人だけの問題ではなく、自分の身近な物件が急に空き家となってしまう可能性もあります。空き家を発生させないために何をすれば良いのか、一人一人が考えることが大切です。

ここでは、空き家となってしまった場合の町の支援制度を紹介します。

管理できない、今後使用する予定もない場合

①住宅を解体し、土地を利用（賃貸、売却など）する

「只見町空き家等解体工事補助金」が使えます。

補助内容

空き家を解体する際に解体費用の補助が受けられます。

工事費の3分の2、上限30万円

1. 所有権以外の権利がない
2. 建替えが目的でない
3. 公共事業等の補償対象になっていないことが条件

解体するのはもったいない、できれば誰かに使ってほしい場合

②町の空き家バンクに登録する

空き家バンク制度により、売買や賃貸をしたい空き家情報を整理し、掲載することが可能です。
※町は売買や賃貸の交渉・契約に関する媒介は行いません。直接行うか、業者を通じて行うこととなります。

登録の流れ

申込 → 町担当者による現地調査 → バンク登録 → 交渉の申込通知 → 交渉・契約
登録時に「只見町空き家改修事業補助金」の「家財処分費補助金」が使えます。

補助内容

空き家バンクへの登録を条件に、家財道具の処分費用の補助が受けられます。
処分費の2分の1、上限20万円

空き家をリフォームして住みたい（利用したい）場合

③空き家改修補助金が使えます

居住するための利用やシェアハウスなどに利用したい方向けの支援制度です。移住された方や空き家バンクに登録された物件を取得された方などは補助金額の加算があります。

※同補助金の内容については、広報ただみ8月号（本編）のP4にも記載されています。

空き家バンクや各補助金の申込書類は、町HPをご確認いただくか、地域創生課までお問い合わせください。

各補助金には、その他提出書類などがありますので、申請前に1度要綱をご確認ください。

問合せ先

地域創生課創生企画係
☎ 0241-82-5220